

2025年11月7日

各位

ダイダン株式会社

お取引様に対する支払条件変更のお知らせ

ダイダン株式会社（本店：大阪市西区、代表取締役社長：山中 康宏）は、お取引先様への支払条件を以下の通り変更致します。

当社はこれまで、「パートナーシップ構築宣言」の趣旨に基づき、資本金3億円以下のお取引先様に対し、現金100%でのお支払いを実施してまいりました。

この度、2026年1月1日に施行される下請代金支払遅延等防止法の一部改正を受け、法令の定める基準を超え、全てのお取引先様に対して支払い条件を現金100%とすることを決定いたしました。

本取り組みは、当社が「パートナーシップ構築宣言」企業として、サプライチェーン全体の健全な発展と社会的責任の遂行を目指し、全てのお取引先様との信頼関係をより一層強化するためのものです。

今後も、お取引先様とともに持続可能な成長を推進してまいります。

1. 変更内容

	支払い条件
現 行	○資本金 3 億円超のお取引先様 現金および手形および手形・電子記録債権（サイト60日）による支払い ○資本金 3 億円以下のお取引先様 現金100%による支払い
変更後	○全てのお取引先様 現金100%による支払い

2. 実施日

2025年12月検収分（2026年1月20日支払い）より

以上

＜お問い合わせ先＞

ダイダン株式会社

社長室 コーポレートコミュニケーション部

長田 悠梨

〒102-8175 東京都千代田区富士見2-15-10

Tel:03-5276-4568

Email: pr@daidan.co.jp